

宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画戦略シート（令和7年度分）

自己評価	C	10 / 18
------	---	---------

☆印は重点取組施策

計画の柱・施策			解消すべき問題		インプット		アクティビティ		アウトプット（活動目標）				
			課題設定	やるべきこと	インプットに求める成果	活動指標	現状・現状値		目標・目標値	目標値との比較	課題と対応策		
							令和6年度	令和7年度	令和7年度				
柱1 在宅生活・看取り期までの在宅ケアを支える体制づくり	【施策1】	☆在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護の普及促進	地域の医療・介護資源の把握と関係者への情報提供	「ココカラまるごとねっと」により、地域の医療・介護サービス等の情報を把握・活用することで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができる。	「ココカラまるごとねっと」の更新頻度	1回	1回	年1回以上	○	利用者のニーズに沿った情報を発信できるよう、内容の更新とレイアウトの見直しを図る。		
				切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	在宅医療・介護を推進することで地域の医療機関や介護関係者など多職種間の連携が強化され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができる。	医療介護連携センター運営会議の実施回数	10回	10回	10回/年	○	取り組む課題を明確にし、引き続き多職種間の連携強化を図る。		
				医療・介護関係者の研修	地域の医療機関や介護関係者等の多職種が参加する事例検討会等を通して、相互の連携が強化されている。	多職種対象の事例検討会の実施回数	2回	2回	2回/年	○	地域課題に即した事例検討を通じて、多職種の連携と支援スキルの向上を図っていく。		
				地域住民への普及啓発	看取りに関する情報提供や医療機関との連携を図ることで、残された時間を有意義なものとし、自分らしい最期を過ごすことができる。	わたしの想いシートに関する出張講座の回数	11件	12件	12件	○	引き続き出張講座を実施し、わたしの想いシートの普及啓発に努める。		
	地域住民向けフォーラムの開催	1回	1回			1回/年	○	在宅医療・介護を担う年齢層が関心を持ち参加ができるフォーラムの開催を目指す。					
	【施策2】	る介護家族を支援等してのい	介護をしている家族の不安の軽減	在宅において介護している家族等の身体的・精神的な負担の軽減	家族介護者向けの介護の方法に関する情報提供や支援を実施することで、介護者の身体的・精神的負担が軽減されている。	介護知識・技術習得教室実施回数	6回	6回	6回	○	参加者の増加に向けて、ケアマネジャーへの案内や市SNSの活用を行う。介護者ニーズに応えられるよう内容の充実を図る。		
				介護者同士の交流の促進	介護者が、日々の介護から一時的に離れたり、介護者同士で交流できる場を提供することにより、介護者の不安が軽減されている。	介護者リフレッシュ事業実施回数	6回	6回	6回	○			
	【施策3】	在宅生活の支援の充実	ゆるやかな見守り体制と生活支援の充実	地域における見守り活動の充実【総務課】	地域における「ながら」防犯パトロールの推進や、市民や事業者等との見守りにかかる連携により、高齢者も主体となり、地域の多様な主体が見守り合っている。	「ながら」防犯パトロールLINE登録者数	1,235人	1,355人	1,500人		防犯出前講座や市の事業実施時において、参加を呼び掛けており、今後も継続していく。		
				高齢者向けの消費生活出前講座等の開催【市民協働推進課】	安全・安心な消費生活を確保するために、地域のつながりの中で高齢者向けの消費生活出前講座や市民講座を開催することで、地域の見守りが充実している。	高齢者向け消費生活出前講座実施回数	36回	37回	34回	○	社会福祉協議会などの関係機関との連携が好評だったため、引き続き連携して取り組む。		
				ふれあい収集事業の実施【まち美化推進課】	ごみ出しが困難な一人暮らし高齢者世帯などを対象に、ごみを戸別収集することで、在宅で安心して暮らすことができる。	ふれあい収集利用者数	579人	624人	540人	○	現在、収集車2台体制で実施している。限度もあるため、今後も利用件数などの状況を注視し、収集体制の維持に努める。		
				シルバーホンなどの見守りサービスの充実	救急通報システムを用いた見守りサービスを提供することで、一人暮らしの高齢者が在宅で安心して暮らすことができる。	シルバーホン新規申請件数	113件	96件	130件		必要な人が利用できるよう、ケアマネジャーや民生委員を通して事業の周知を行う。		
			住まいの支援の充実	空き家等に関する相談窓口の充実【住宅課】	空き家等アドバイザー制度の利用により、空き家の適正管理等を促進する。	空き家等アドバイザー制度利用案件数	11件	10件	20件		制度の周知や、空き家所有者等に積極的な利用を促す。		
				住宅確保要配慮者への支援【住宅課】	住宅確保要配慮者の市営住宅への入居を支援し、高齢者の住まいを確保している。	高齢者向け市営住宅整備戸数のうち、入居戸数	84.2%	68.4%	89.5%		高齢者の特定目的入居の募集を定期的に実施する。		
				良質なサービス付き高齢者向け住宅の確保	「宇治市高齢者住まいに関する指針」に基づき、高齢者向け住宅の規模、契約関係、サービス、立地条件等の基準を満たした良質な住宅が整備されている。	サービス付き高齢者向け住宅に占める認証済み住宅（定員ベース）	88.5%	100%	89.3%	○	有料老人ホームが増加傾向にあるため、引き続き京都府と連携し、動向を注視していく。		
			多様な主体による移動支援の充実	部局横断による移動支援確保の検討【交通政策課】	庁内関連部局が連携し、地域の協議体において移動支援に関する情報共有や、取組の検討を行い、移動困難者の不安が軽減している。	第2層協議体において新たに生まれた取組の数	5個	3個	5個以上		第2層協議体における定期的な協議は実施している。新たな協議体の発足を含め、新たな取組に向けて継続して協議していく。		
				住民主体による助け合い交通実施団体への支援	住民主体による移動支援の実施団体が、活動において生じる課題の解消を支援し、団体の活動が持続できている。	高齢者の外出支援に関する第2層協議体活動回数	20回	12回	24回以上		協議体において継続的に協議できている。課題解消のための具体的な取組に結び付けられるよう取り組む。		
			【施策4】	介護サービス基盤の整備	地域密着型サービスの整備促進	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を公募により整備促進することで、認知症の高齢者に対して必要なサービス量が確保されている。	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の定員数	305人	323人	368人		令和8年4月に秋亜㈱（定員9名）、令和8年5月に㈱ハートケア（定員18名）がそれぞれ開所しており、残り18人については（医）宇治徳洲会が公募により決定済みだが、開設は令和9年3月との見込みとなっている。
	（看護）小規模多機能型居宅介護の普及促進	（看護）小規模多機能型居宅介護の普及を促進することで、必要なサービス量が確保されている。				（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の定員に対する充足率	72.7%	73.9%	84.6%		看護小規模多機能型居宅介護については、昨年度に比べて10ポイント程度改善している。小規模多機能型居宅介護については78.7%から78.9%とほぼ横ばい。引き続き認知度向上による普及・利用促進に努める。		

☆印は重点取組施策

計画の柱・施策			解消すべき問題	インプット	アクティビティ	アウトプット（活動目標）					
			課題設定	やるべきこと	インプットに求める成果	活動指標	現状・現状値		目標・目標値	目標値との比較	課題と対応策
							令和6年度	令和7年度	令和7年度		
柱2 社会参加による介護予防とフレイル対策の推進	【施策5】	☆生涯現役社会の構築と積極的な社会参加による介護予防の推進	多様な社会参加の促進	地域の多様な資源の見える化と活動の支援	地域資源の見える化した「生きがい探しのすすめ」を活用し、住民がそれぞれのニーズに合った社会参加を選び、生きがいある日常を送っている。	「生きがい探しのすすめ」に関する情報提供回数	13回	12回	12回以上	○	「生きがい探しのすすめ」を改訂し、内容の充実を図った。引き続き、社会参加の促進に取り組む。
				地域における多様な居場所づくりの支援	コミュニティカフェやeスポーツなど、多様なニーズに合わせた多様な取り組みを取り入れ、身近な場所での多世代共生の居場所づくりを支援し、多くの高齢者が特技や経験を活かして活躍している。	新たに立ち上げ支援した通所B登録団体数	0団体	0団体	2団体		初年度の活動要件の緩和を行ったが、新たな立ち上げには至らなかった。住民主体で活動してもらえる健康長寿サポーターの養成と、活動要件の検討について継続して取り組む。
						新たに立ち上げ支援した多様な居場所数	1団体	1団体	2団体		地域住民が主体となり、高齢者をはじめとした多世代の新たな居場所づくりに取り組む団体の把握を進め、連携を図る。
				通いの場（自主グループ）立ち上げ支援	高齢者をはじめとした地域住民が主体となって、介護予防やフレイル予防に取り組む自主グループの立ち上げを支援し、身近な場所で、介護予防に取り組んでいる。	新たに立ち上げ支援した自主グループ団体数	1団体	5団体	1団体	○	担い手になる高齢者は少なくなっているが、引き続き支援を行っていく。
	【施策6】	介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフマネジメントの推進	介護予防の普及啓発 地域介護予防の担い手の養成・支援 セルフマネジメントの定着支援	一体的実施にかかるポピュレーション事業の実施	通いの場に専門職を派遣し、フレイル予防教室を実施することで、住民がフレイルの改善・生活機能の低下のために取り組んでいる。	フレイル予防教室実施回数	121回	102回	120回		派遣数が減少していることから、広報の強化等に取り組む必要がある。
				健康長寿サポーターの養成及び活動支援	健康長寿サポーターを養成し、活動を支援することにより、高齢者の心身機能の維持・改善につながっている。	健康長寿サポーター新規登録者数	27人	20人	30人		健康長寿サポーターになった後の活動をよりイメージしやすい講座となるよう見直しを行う。
				地域介護予防活動支援事業の実施	介護予防に資する活動を自主的に行っているグループの活動を支援することにより、住民の自主的な活動が継続されている。	活動を支援した自主グループ団体数	27団体	33団体	20団体	○	引き続き、介護予防事業の教室終了者に働きかけ、自主的な介護予防活動の継続を促す。
				介護予防手帳を活用したセルフマネジメントの定着支援	介護予防事業参加者に介護予防手帳を配付し、活用により高齢者自身が日々の健康管理に取り組み、セルフマネジメントの意識が定着している。	介護予防手帳の配付数	705冊	807冊	800冊	○	配付後の活用が不十分なため、セルフマネジメントツールとしての機能をより発揮できるよう、内容の充実を図る必要がある。
				健診や医療データを踏まえた地域の健康課題に対する専門職の介入等による健康づくりの習慣化	地域活動により、セルフマネジメントが継続でき、自助による介護予防・健康づくりの取り組みが充実している。	健康づくり・食育アライアンス参加団体数	113団体	125団体	増加	○	参加者団体は年々増加。引き続き加盟団体同士が連携し、健康づくり・食育の取り組みを推進していく。
						地域活動の周知・広報の回数	2回	2回	1回以上	○	健康データ分析より選定したモデル地域の槇島地域において、引き続き、健康セルフマネジメントの定着をはかる。
	【施策7】	☆フレイルからの改善と介護予防による自立支援の推進	短期集中予防サービスを中心とした総合事業の充実	短期集中予防サービス（通所型・訪問型）の充実	日常生活の動作に不安を感じた高齢者が、早期に短期集中予防サービスを利用することにより、生活機能を改善し、自立した生活を続けている。	通所型短期集中予防サービスの実施回数	80回	80回	増加	○	短期集中的に専門職が関わることで生活機能の維持・改善を目指す。実施回数は横ばいだが、包括や事業所へ事業の周知を図り、利用者数は増加傾向にある。
				通所型サービスB（住民主体型）の充実 ≪利用者≫	住民同士の身近な関係の中で実施する介護予防の取組により、利用者の社会参加が促され、心身機能の維持・改善につながっている。	住民主体による通いの場利用者数	2,376人	2,261人	2,400人		利用者が減少している団体がある。生活支援コーディネーターによる運営支援を行い、地域包括支援センターと連携し、利用促進をしていく。
			データを活用した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	一体的実施にかかるハイリスクアプローチ（訪問）事業の実施	健診データの活用により対象者を抽出し、専門職が訪問により保健指導を実施することで、生活習慣病の重症化予防とともに、介護予防を実施している。	ハイリスクアプローチ（訪問）実施件数	42回	48回	50回		ハイリスクの対象を年々拡大して実施しているが、年度毎に対象者数が異なる。糖尿病重症化予防92.3%、その他の生活習慣病重症化予防95%の介入率で実施できた。引き続き介入していけるよう取り組む。
			リハビリテーション提供体制の構築	地域リハビリテーション活動支援事業の実施	リハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等に技術的な助言や活動支援を行うことで、介護予防の取組が適切に実施できている。	通いの場等へのリハビリテーション専門職派遣回数	58回	83回	90回		専門的な支援を積極的に受けることで、より安全で効果的な活動が継続できる実施していく。
				自立支援型ケア会議の開催	要支援認定を受けた人が、介護保険サービスだけではなく、地域資源を含め、本人のできることや意欲を引き出し、自立した生活を継続できるよう、多職種が連携してケアしている。	自立支援型ケア会議の開催回数	年12回	年12回	年12回	○	自立支援に向けたケアプラン作成のノウハウを蓄積し、高齢者の介護予防を支える仕組みづくりに引き続き取り組む。

宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画戦略シート（令和7年度分）

自己評価	C	7 / 15
------	---	--------

☆印は重点取組施策

計画の柱・施策			解消すべき問題	インプット	アクティビティ	アウトプット（活動目標）					
			課題設定	やるべきこと	インプットに求める成果	活動指標	現状・現状値		目標・目標値	目標値との比較	課題と対応策
							令和6年度	令和7年度	令和7年度		
柱4 地域ネットワークの充実	【施策9】	☆地域における包括的な支援	地域課題解決能力の強化	地域包括ケア会議の開催	市や地域包括支援センターが開催する地域包括ケア会議で介護支援専門員や多職種連携による支援体制を構築すること で、地域課題や個別課題が共有され、解決策や施策提言が導き出されている。	地域包括ケア会議開催回数	26回	31回	維持	○	各地域包括支援センターとの会議結果の共有により、地域包括ケアシステムの機能充実を図る必要がある。
				地域包括支援センターの相談体制強化	地域包括支援センターを中心に相談機能強化を図り、高齢者やその家族を取り巻く様々な相談や地域課題の解決に向け、関係機関と連携しながら対応ができています。	地域包括支援センターへの新規相談件数	3,916件	3,664件	増加		要介護・要支援者の増加や後期高齢者の割合増加により支援ニーズは高まる中、相談件数が減少している。これは家族内での課題の抱えこみなどの必要な人が適切な窓口に繋がっていない可能性が考えられる。地域包括支援センターの周知と相談体制の強化を図る必要がある。
	【施策10】	生活支援体制整備の推進	生活支援体制づくりの強化	第1層協議体による話し合いの実施	生活支援を実施する多様な主体が集まり、地域資源や地域課題を把握し、解決方法を検討することにより、地域の暮らしをよくするための仕組みづくりが進んでいる。	第1層協議体における政策形成件数	0件	0件	1件		令和7年度は第1層協議体において、圏域ごとの課題解決に向けての圏域ごとの会議を実施した。圏域の課題から政策形成につなげていけるよう地域包括ケア会議との課題の共有を行った。
				地域における協議体による話し合いの実施	多様な主体が参加し、情報共有・連携強化をする場である協議体を開催することで、地域での課題解決が図られ、地域づくりの取り組みが生まれている。	第2層協議体において新たに生まれた取組の数	5個	3個	5個以上		第2層協議体における定期的な協議は実施している。新たな協議体の発足を含め、新たな取組に向けて継続して協議していく。
			多様な主体による生活支援体制の構築	多様な主体による生活支援活動の立ち上げ	NPOやボランティア等の住民主体で行う活動の立ち上げや運営を支援し、地域に支え合い・助け合いの活動が増えている。	新たに立ち上げ支援した訪問B登録団体数	0団体	0団体	1団体		地域で活動しているボランティア団体等の情報を得ながら立ち上げ支援に努めていく。
				住民主体生活支援事業に関する情報提供	市民や地域包括支援センター等の関係者に、適切な情報発信を行い、制度の趣旨が理解され、高齢者が地域で自立した生活を継続できるよう、住民主体による生活支援体制が活用されている。	住民主体生活支援に関する情報提供取組回数	4回	4回	6回		介護保険だよりや市政だよりの特集記事など、注目度の高い情報発信と関連付けた情報提供に努める。
				住民主体生活支援団体間のネットワークの構築	団体間のネットワークが構築され、支援が必要な人と、支援を行う団体が適切につながっている。	住民主体による生活支援延べ人数	535人	614人	270人	○	市民や地域包括支援センターに対する支援団体の情報提供とともに、本当に支援が必要な人へ支援が行われるよう、制度趣旨の理解促進にも努める。
	【施策11】	権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進	成年後見制度及び利用支援事業の適切な案内と対応	権利擁護に関する制度が認知され、成年後見制度が適切に活用されている。	成年後見報酬助成件数の増加	85件	73件	増加		報酬助成件数は減少したが、障害者・高齢者権利擁護センターにおいて、制度の利用促進を図るとともに専門的な相談対応・支援を行った。
			高齢者虐待防止の強化	虐待の理解促進及び早期発見・適切な対応	介護施設従事者や家族、地域住民等への啓発により、早期の発見や予防に繋がるとともに、適切な対応を行い高齢者虐待がなくなっている。	対応開始後1年以内に終結した高齢者虐待ケースの割合	68.4%	70.9%	増加	○	複合的な課題を抱えるケースが増加していることから、対応に時間を要することが増えている。
						終結していない高齢者虐待ケースの分析の実施	実施	実施	実施	○	養護者が精神疾患や経済困窮を抱えるなど、サービスの調整だけでは状況が改善しないケースが増加しているため、他課や他機関との連携強化に取り組んでいく。
	【施策12】	災害・感染症発生時における支援体制の充実	災害時支援体制の構築	地域の自主防災組織への支援	地域における自主防災リーダーの育成、自主防災組織の立上げ、避難訓練などの活動を支援し、豪雨や地震などの災害時に助け合いができる地域のつながりが構築されている。	自主防災組織育成事業補助金の活用件数	26件	22件	20件	○	多くの自主防災組織に積極的に活用いただけたので、引き続き制度の周知と併せて取り組む。
						災害時地域タイムラインの策定件数	38件	40件	58件		国や府の機関と連携し、取組に積極的でない地域へも働きかけ、策定数の増加に取り組む。
			【危機管理室】	災害時における要配慮者の避難支援	自然災害発生時に、通常の避難行動が困難と考えられる要配慮者の情報を市と地域が共有し、個別避難計画が作成されている。	地域と共有している災害時要配慮者数	1,319人	1,054人	1,950人		名簿の更新を行い、死亡者・転出者を除いたことで、登録者数が減少した。福祉部局と連携し、より多くの市民に制度の周知を行い、登録者の増加を図る。
				防災に関する情報提供と防災意識の啓発	防災に関する情報提供を行い、災害を正しく恐れ、災害発生に備えた意識の醸成が図られている。	防災出前講座等の啓発件数	104件	81件	50件	○	自治会、自主防災会、学校など様々な団体へ出前講座を行うことができた。これまで啓発できていない団体にも啓発できるよう取り組む。
			感染症発生時の支援体制の構築	感染症に関する情報提供と支援	介護サービス事業所に対して、感染拡大防止等の周知啓発が図られ、必要な支援が行われている。	感染症対策にかかる情報提供等	随時	随時	随時	○	感染症等が発生した際に迅速な情報共有を行う必要がある。主にメールを使用した情報共有を行うことが想定されることから、常時事業所のメールアドレスを最新にメンテナンスしておく。

☆印は重点取組施策

計画の柱・施策			解消すべき問題	インプット	アクティビティ	アウトプット（活動目標）					
			課題設定	やるべきこと	インプットに求める成果	活動指標	現状・現状値		目標・目標値	目標値との比較	課題と対応策
							令和6年度	令和7年度	令和7年度		
柱5 介護保険制度の 持続性確保	【施策13】	☆介護人材の確保・定着・育成	介護人材の確保・定着・育成の強化	介護職の魅力発信	きょうと介護・福祉ジョブネットが主催する次世代の担い手育成事業の普及を図ることで、市内の小中学生に対して介護・福祉の仕事や職場の魅力への理解が深まり、将来の仕事の1つとして考えるきっかけとなる。	小中学校向けの出張講座の実施数	5校	2校	4校		昨年度と同様に校長会及び教務主任会でPRを実施したが、昨年度の5校から2校に減少。継続して実施いただいている学校もあることから、引き続き働きかけていく。
				介護職への就職マッチング	介護・障害福祉職場就職フェアを開催することで、介護人材が充足し、サービス提供体制が整っている。	介護・障害福祉職場就職フェアの参加者数	34人	30人	38人		昨年度同様に市役所のロビーで実施し、宇治駅前のポスター掲示やのぼり、SNSの利用等、参加者数の増加に努めたが目標には未達。参加法人は11法人から14法人に増加している。今年度も実施予定であるため、さらなる工夫により参加者数の増加を目指す。
				介護に関する研修等の実施	介護に関する入門的研修の実施により、介護人材のすそ野の拡大が進む。	介護に関する入門的研修の受講者数	18人	12人	18人		開催にかかり、日程・場所・対象者等について、昨年度同様に幅広く周知を行ったが、参加希望者が減少した。より多くの方が介護を知る機会とすると共に、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけ、介護業界への参入のきっかけとしてもらえる機会を引き続き提供していく。
					時代背景やニーズに応じた福祉人材研修の実施により、介護人材の質が向上し、育成体制の構築が図られている。	福祉人材研修の実施回数	10回	10回	10回/年	○	引き続き社会情勢やニーズを踏まえたテーマを設定した研修を行うことで、介護職に携わる方々が学ぶ機会を確保し、介護サービスの質の向上に努めていく。
				介護従業者の負担軽減につながる情報の発信	ICTの利活用等に関する情報発信により、事業所の生産性の向上を図る取組を推進し、介護従業者の負担が軽減される。	ICT等導入に対する補助事業等の情報発信	1回	1回	1回/年	○	令和7年度事業者等集団指導において、府の事業や補助金などICT活用に関する情報発信を行うことで、事業所へ活用の検討を促した。
	【施策14】	要介護認定・給付の適正化	認定調査の質・生産性の向上	認定調査の適正化	認定調査票を全件点検し、認定調査員に対する指導や計画的な研修を行うことで調査員の資質が向上し、認定調査の適正化が図られている。	認定調査票の点検率	100%	100%	100%	○	作成された調査票は認定審査会の基本的な資料となるため、本市職員が全件点検し、調査基準や記載内容の確認・指導を行っている。直営調査員や委託事業者調査員に対しては認定調査員研修を実施し、資質の向上を図り、引き続き公平・公正な認定調査の実施に努める。
				審査判定基準の平準化	各合議体の審査判定が適正に行われるよう、審査会委員に対して本市独自の研修を実施し、各合議体の審査判定結果の比較分析、事例検討などを行うことで、審査判定基準の平準化が図られている。	認定審査会委員に対する研修の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	○	設置している24合議体において審査が等しくなるよう委員への研修等を実施し、引き続き適正な介護認定審査会の運営に努める。
				ICTによる業務の生産性向上	認定調査及び認定審査会のICT化により、迅速な認定事務が図られている。	システム、OA機器の導入状況	導入予定	導入・稼働	導入・稼働	○	タブレットを活用した認定調査票作成システムを導入した。調査現場でタッチペン等により作成が可能となり、調査票作成時間の短縮により、認定審査期間の短縮化を推進している。 また、ZOOM環境を整備し、希望者はオンラインでの参加を可能としており、今後もICTの導入・活用を検討していく。
			介護保険制度の信頼性維持・向上	介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修の実施	ケアマネジメントに関する勉強会の支援により、介護支援専門員（ケアマネジャー）が適正なケアプランを作成するためのスキルが向上している。	ケアマネジメントに関する勉強会の参加者数	200人	242人	240人	○	理解度・知識やスキルの向上以外にも、事業所を超えたケアマネジャー同士の繋がり・情報交換の場としての効果があった。全5回の開催で、242人が参加した。引き続き、ケアマネジャーのスキル向上に向けて取り組む。
				介護サービス相談員の介護保険施設等への派遣	介護サービス相談員が、利用者の疑問や不安の解消を図るとともにサービスの現状を把握し、問題解決に向けて働きかけるとことで、派遣先の事業所におけるサービスの質の向上が図られている。	介護サービス相談員の派遣先事業所数	30事業所	30事業所	33事業所		介護サービス相談員が訪問することにより、利用者の疑問や不安の解消を図るとともにサービスの現状を把握し、問題解決に向けて働きかけた。令和7年度に介護サービス相談員を2名採用したが、定数に満たないことから未訪問の事業所があるため引き続き相談員の確保に取り組む。
				ケアプラン点検によるケアプランの質の向上	ケアプラン点検を実施することで、ケアプランの質が向上し、利用者の自立支援につなげられている。	ケアプラン点検実施件数	47件	43件	50件以上		居宅介護支援事業所に所属しているケアマネジャーの人数に差があり、年度により点検実施件数に増減がある。3年間で市内すべての居宅介護支援事業所と小規模多機能型居宅介護事業所を訪問する予定であり、予定どおり進捗できている。
				住宅改修及び福祉用具貸与・購入の適正化	申請内容の審査を綿密に行い、必要に応じて申請者（本人・家族・工事業者等）に助言と指導を行うことで、適正な保険給付がなされてる。	住宅改修費支給に関する事前検査数	全件実施	全件実施	全件実施	○	申請の審査時、単なる要件の確認に留まらず、予め工事価格の相場を把握しておくことで、より適正な保険給付を実現できるため、引き続き全件実施を行う。
				縦覧点検・医療情報の突合	京都府国民健康保険団体連合会から提供されるデータ等を活用し、給付の適正化が図られている。	縦覧点検・医療情報との突合	継続実施	継続実施	継続実施	○	給付適正化において、縦覧点検を行うことで過剰なサービスの発生を未然に防ぐことができる。適正化のためにも今後も引き続き実施していく。
				介護サービス事業所の適正運営に向けた指導監督	指定事業所に対する運営指導及び監査の実施	運営指導及び監査の実施により、事業所の指定基準の遵守及び保険給付費等の適正化が図られている。	指定事業所への運営指導数	25回	34回	指定期間内に1回以上	○